

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和2年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月8日付松監第50号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課 保健福祉部 障がい福祉課	所管課長氏名 岸 洋一
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>松山市障がい者団体連絡協議会運営補助金</p> <p>・不適切な会計処理について</p> <p>適正な出納簿が作成されていないことから、対象となる事業以外の経費の記載や、誤った金額が記載されていたほか、実績報告書の収支決算書への転記誤りも見受けられた。また、会計担当者等が支払いのため現金での管理を行っているものについて、支払先への支払日や金額は記載されているものの、会計担当者等が銀行から支出をした日や金額、精算をした額等の記載がなかった。</p> <p>そのため、実績報告書の収支決算書について、一部誤りがあり実際の決算額とは異なる金額を報告していたことから、収入支出差引残額にも誤りがあった。</p> <p>団体の監事は会計処理等について監査を行っていたが、現金の残高の確認を行わず収入支出差引残高を確定したため、決算額が誤っていることを確認することができなかった。</p> <p>これらのことから、会計処理及び監査が適切に行われていなかったと言わざるを得ない。</p> <p>今後においては、出納簿等の記載については正確に行い、経理事務について確認体制の強化を図る等、適正な事務処理に改められるとともに、団体の監事が行う監査については、決算書類、計数等の確認を適正に行われたい。</p> <p>また、担当課は、提出された書類について、数値が適正であることを確認するなど、</p>	<p>松山市障がい者団体連絡協議会運営補助金</p> <p>・不適切な会計処理について</p> <p>金銭の正確な動きを把握できるよう、経理事務の確認体制を強化し、証拠書類を整備した上で、適正な出納簿が作成されていることを確認した。現金の取扱いは最低限とし、通帳、印鑑の管理者を別々に設置し、入出金の都度、2名体制で行うよう見直されている。さらに、2カ月に一度、事務局長等が経理状況を確認するよう運用が見直された。</p> <p>団体の監事が行う監査については、出納簿、通帳、現金、証拠書類の確認を徹底した上で、決算報告書を作成するよう指導した。</p> <p>過去の会計処理については、障がい福祉課で出納簿、領収書等の確認を行った。その結果、年度ごとの繰越金に影響はなかったが、費目の仕分け誤りや、計上する事業の誤りがあったため、修正を指示し、実績報告の提出がなされた。</p>

<p>正確な報告を行うよう指導し、あわせて過去の会計処理等について適正に行われていたか確認されたい。</p>	
--	--